

盧溝橋事件後、中国は国際連盟規約 17 条に基づいて総会ないし理事会が対日制裁を議論すべきことを主張し、理事会で議論され、[1938 年 9 月 30 日に理事会は報告書を採択した](#)。それを受けて、それまで連盟諸機関と一定の関係を保っていた日本は、連盟諸機関との協力関係を「終止」すべきことを決定する ([枢密院審査報告 1938 年 10 月 29 日](#))。

国際連盟の目指した国際秩序を否定した日本は、その後、それに変わる国際秩序として「大東亜共栄圏構想」を打ち出す。以下の年表および資料を読み、大東亜共栄圏構想がどのような国際秩序をめざし、自らをどのように正当化していたか、連合国の目指した国際秩序 (大西洋憲章・連合宣言・モスクワ宣言) と比較しつつ、考えてくること。

略年表

1937 年 11 月 10 日	ヒトラーの戦争計画 ホスバッハの覚え書き
1939 年 9 月 1 日	ドイツ軍、ポーランド侵入
1940 年 4 月	ドイツ軍、大攻勢開始
1940 年 6 月 4 日	イギリス軍、ダンケルクより撤退
1940 年 6 月 10 日	イタリア、ドイツ側に立ち英仏に宣戦布告
1940 年 6 月 22 日	ドイツ・フランス休戦協定
1940 年 7 月 24 日	帝国外交方針案。 アジア歴史資料センター の検索窓に B02030011100 を入力して検索。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「欧米ノ世界新秩序建設ノ主義政策」(「第二、欧州戦争対処方針」とは?) ● 「独伊ヲシテ南洋ヲ含ム東亜カ帝国ノ生存圏タルコトヲ尊重セシメ、右地方ニ於ケル日本ノ政治的指導及協力ヲ容認セシムルモノトス」(「第三、対列強関係調整方針」「三、対独伊関係」とは?)
1940 年 7 月 26 日	基本国策要綱 閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ● 「歴史的一大転機」(前文)とは? ● 「数個ノ国家群ノ生成発展ヲ基調トスル新ナル政治経済文化ノ創成」(前文)とは? ● 「八紘ヲ一宇トスル肇国ノ大精神」(「一、根本方針」とは?)
1940 年 9 月 27 日	日独伊三国同盟 署名 <ul style="list-style-type: none"> ● “all nations of the world be give each its own proper place” (前文)とは? ● 第 1 条・第 2 条の狙いは?

1941 年 1 月 29 日	松岡外務大臣・帝国議会衆議院予算委員会 ● 松岡は、大東亜共栄圏の理念をどのように説明しているか？
1941 年 8 月 14 日	大西洋憲章
1941 年 12 月 8 日	対米英宣戦詔書
1942 年 1 月 1 日	連合国宣言
1942 年 1 月 22 日	東條総理大臣・帝国議会衆議院本会議 「帝国ヲ核心トスル」
1942 年 9 月 1 日	海軍調査課「大東亜共栄圏論」 ● 「指導国」「独立国」「独立保護国」(21 頁) の関係は、国際法の観点からはどのように説明できるか？ 27-28 頁の図も見て考えること。
1943 年	外務省條約局『昭和 18 年度執務報告』 アジア歴史資料センター の検索窓に B10070299700 を入力して検索。 ● 後になされる大東亜共同宣言(執務報告中では「大東亜宣言」) が大西洋宣言に対する「思想的反撃」とされていること(報告書の漢数字頁番号で 142 頁) に留意。 ● 「大東亜共栄圏ノ政治体制」(第二次案)(報告書の漢数字頁番号で 152 頁以下) には、「各国ノ地位及相互間ノ関係」について、「法律的平等ナルモ事実上ノ地位及実力ニ差異アルコトハ当然ナリ然レトモ此ノ点ハ法律的乃至ハ規約的ニ明定セサルヲ可トス」とある。なぜ明定すべきでないのか？ ● 「平和機構綱要案」(報告書の漢数字頁番号で 186 頁以下) には、戦後の平和維持のための国際機構の素案が示されている。それは、国際連盟とどのように異なっているか。
1943 年 6 月 5 日	外務省記録「日緬条約締結ニ関スル件」 アジア歴史資料センター の検索窓に B02032945000 を入力して検索。 ● 最初の方(各頁下の頁番号で 249-267 頁) に様々な案が示されている。ところが、最終的に締結された条約(1943 年 8 月 1 日参照) は、それらの案とは大きく異なっている。その理由は、272 頁以下の「緬甸独立に関する日緬条約締結要領(案)」に示されている。どういう理由か？
1943 年 6 月 16 日	東條総理大臣・帝国議会衆議院本会議 「大東亜宣言」
1943 年 8 月 1 日	日本・ビルマ同盟条約
1943 年 10 月 30 日	米英ソ中、モスクワ宣言
1943 年 11 月 6 日	大東亜共同宣言 アジア歴史資料センター の検索窓に

	<p>B02032957800 を入力して検索。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大西洋憲章と比較し、その異同につき考える。
1944 年 8 月 23 日	<p>田畑茂二郎『国家平等理論の転換』 (日本外政協会、1944 年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「我国が東亜共栄圏の指導国家たるべきことはいふまでもなく」、「新しい意味内容を与へられた国家平等関係の形成せられることは之を認めなければならない」(3 頁)。 ● 「共栄圏内に於ける国家平等は……共栄圏理念を基準としてのみ認められうる相対的平等でなければならない。」 「それは一見差別なるが如くにして実質的には平等である。」(60 頁)。
1945 年 4 月 23 日	<p>大東亜大使会議 アジア歴史資料センター の検索窓に B02032975600 を入力して検索。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同声明 (頁下の番号で 16-17 頁) は、「大東亜共栄圏」の思想をどのように語っているか?

参考文献

盧溝橋事件後の中国による連盟への提訴

- 海野芳郎「牙を抜かれた対日制裁の発動」法政理論 (新潟大学) 23 卷 3・4 号 (1991 年)

大東亜共栄圏

- 酒井哲哉『近代日本の国際秩序論』(岩波書店、2007 年) [第 1 章]
- 松井芳郎「グローバル化する世界における『普遍』と『地域』——『大東亜共栄圏』論における普遍主義批判の批判的検討」国際法外交雑誌 102 卷 4 号 (2004 年)
- 明石欽司『『大東亜国際法』理論』法政研究 (慶應義塾大学) 82 卷 1 号 (2009 年)
- 後藤乾一「アジア太平洋戦争と『大東亜共栄圏』」『岩波講座 東アジア近現代通史 6 アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」』(岩波書店、2010 年)
- 後藤乾一『東南アジアから見た近現代日本』(岩波書店、2012 年)
- 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』(名古屋大学出版会、2008 年)
- 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』(東京大学出版会、1996 年)
- 波多野澄雄「『国家平等論』を越えて——『大東亜共栄圏』の国際法秩序をめぐる葛藤」浅野豊美・松田利彦編『植民地帝国日本の法的展開』(信山社、2004 年)
- 河西晃祐『帝国日本の拡張と崩壊』(法政大学出版局、2012 年)
- 等松春夫『日本帝国と委任統治』(名古屋大学出版会、2011 年)
- 山本有造『『大東亜共栄圏』経済史研究』(名古屋大学出版会、2011 年)
- 小林英夫『『大東亜共栄圏』と日本企業』(社会評論社、2012 年)

- 藤原辰史『稲の大東亜共栄圏』(吉川弘文館、2012 年)
- 安達宏昭『「大東亜共栄圏」の経済構想』(吉川弘文館、2013 年)
- 倉沢愛子『資源の戦争——「大東亜共栄圏」の人流・物流』(岩波書店、2012 年)